

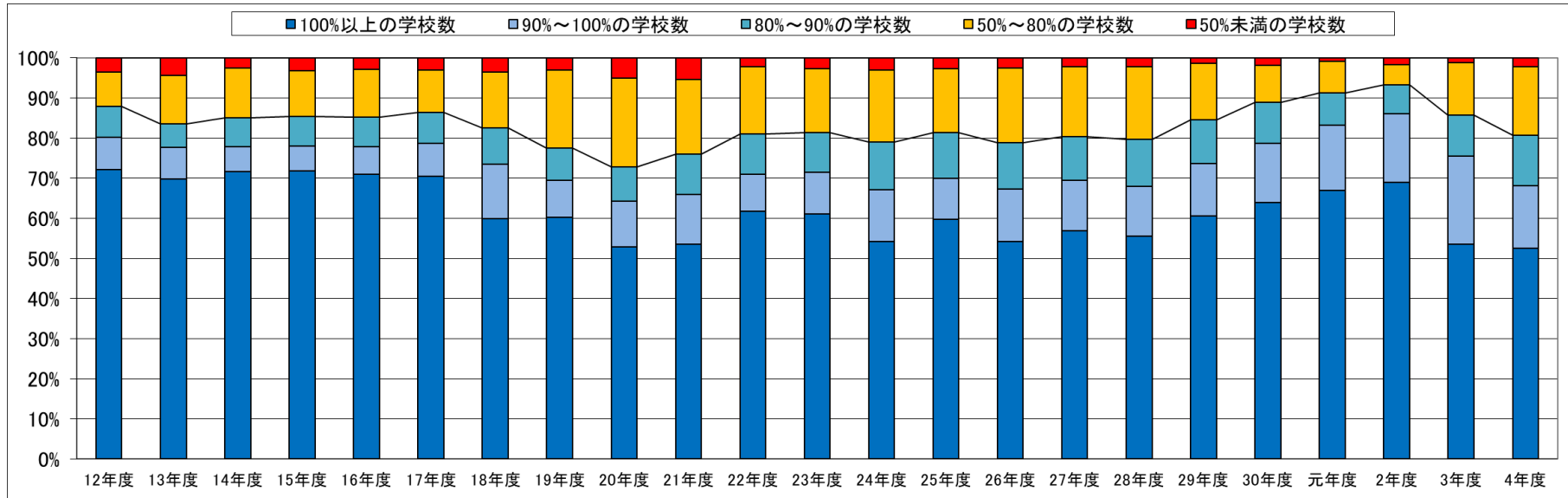
「学生保護の仕組みの整備」
に関する資料

1. 学校法人を取り巻く状況（基礎データ）

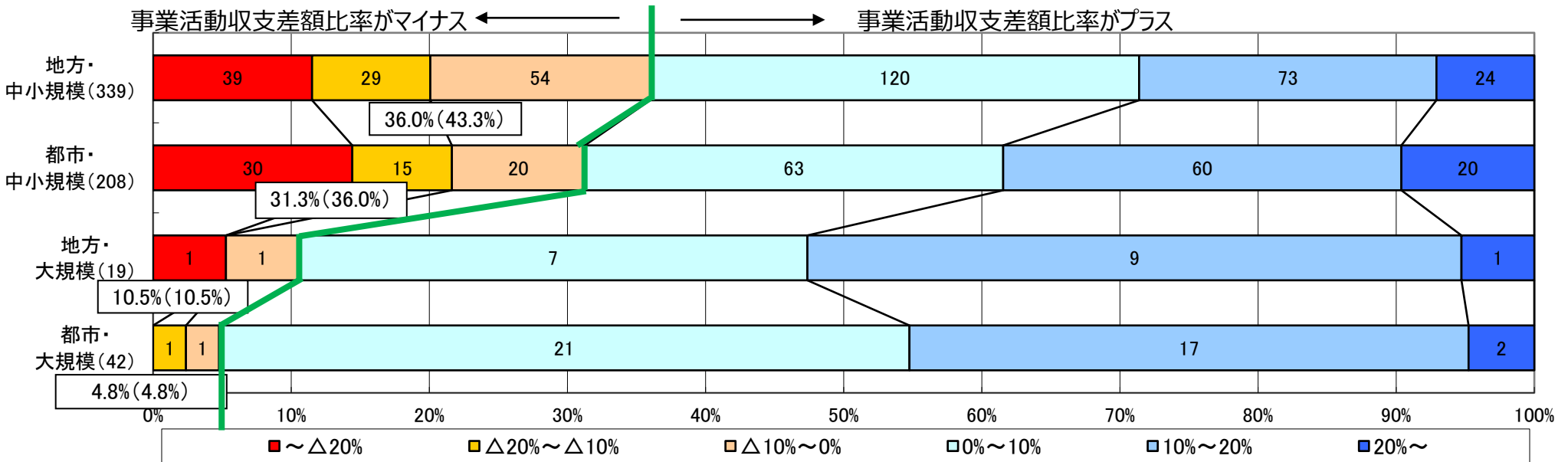
私立大学の経営状況について

(日本私立学校振興・共済事業団
「令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私大の48%が入学定員未充足 (19%が充足率80%未満)



地方中小私大の収支状況は約4割が赤字傾向

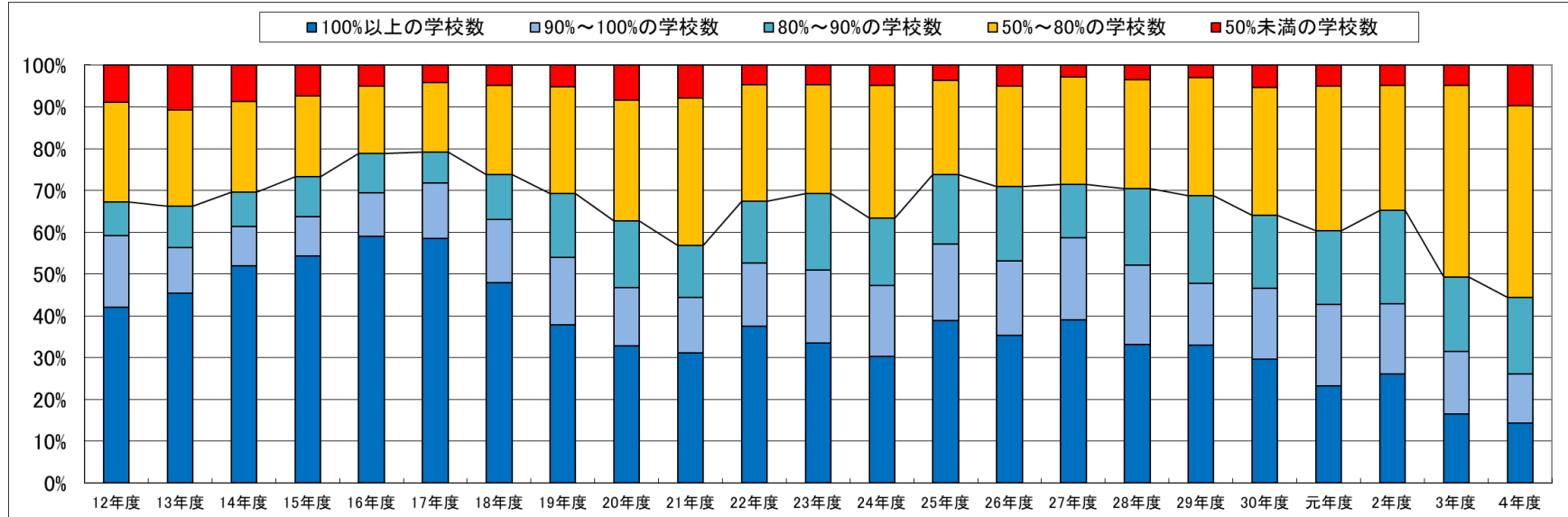


※ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合

私立短期大学の経営状況について

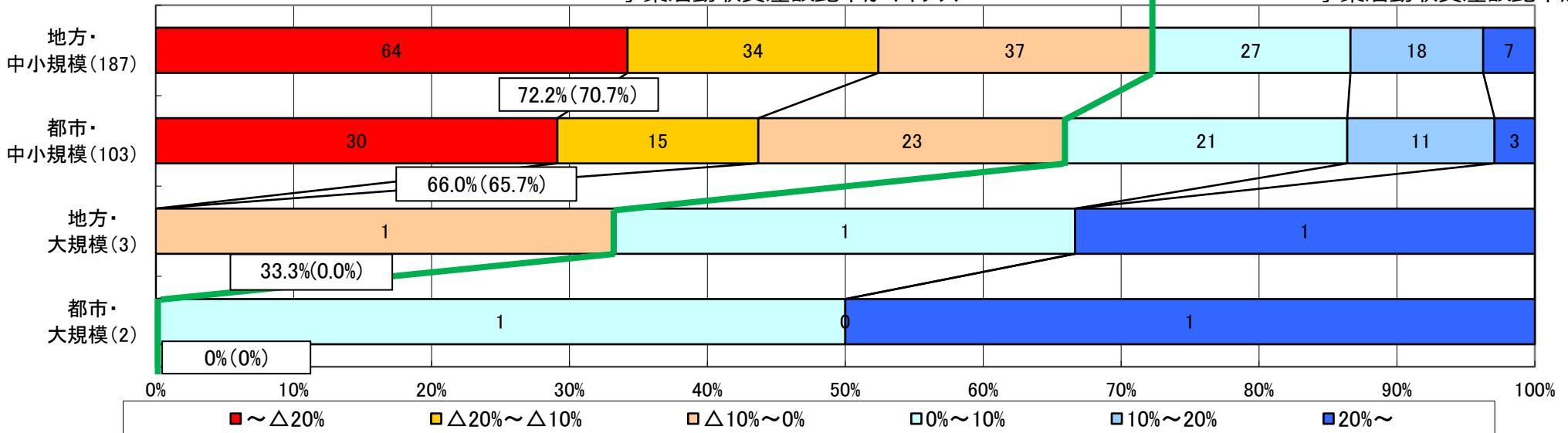
(日本私立学校振興・共済事業団
「令和4(2022)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

私立短大の86%が入学定員未充足(56%が充足率80%未満)



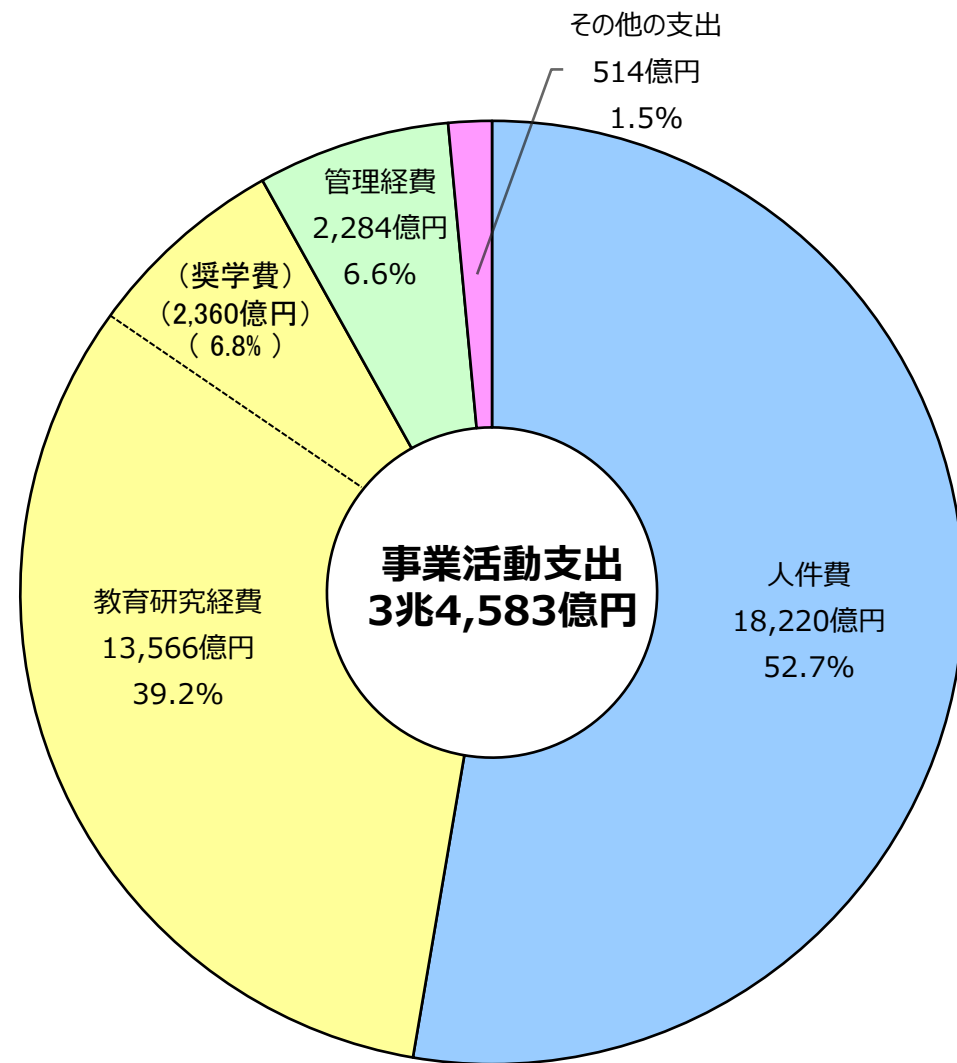
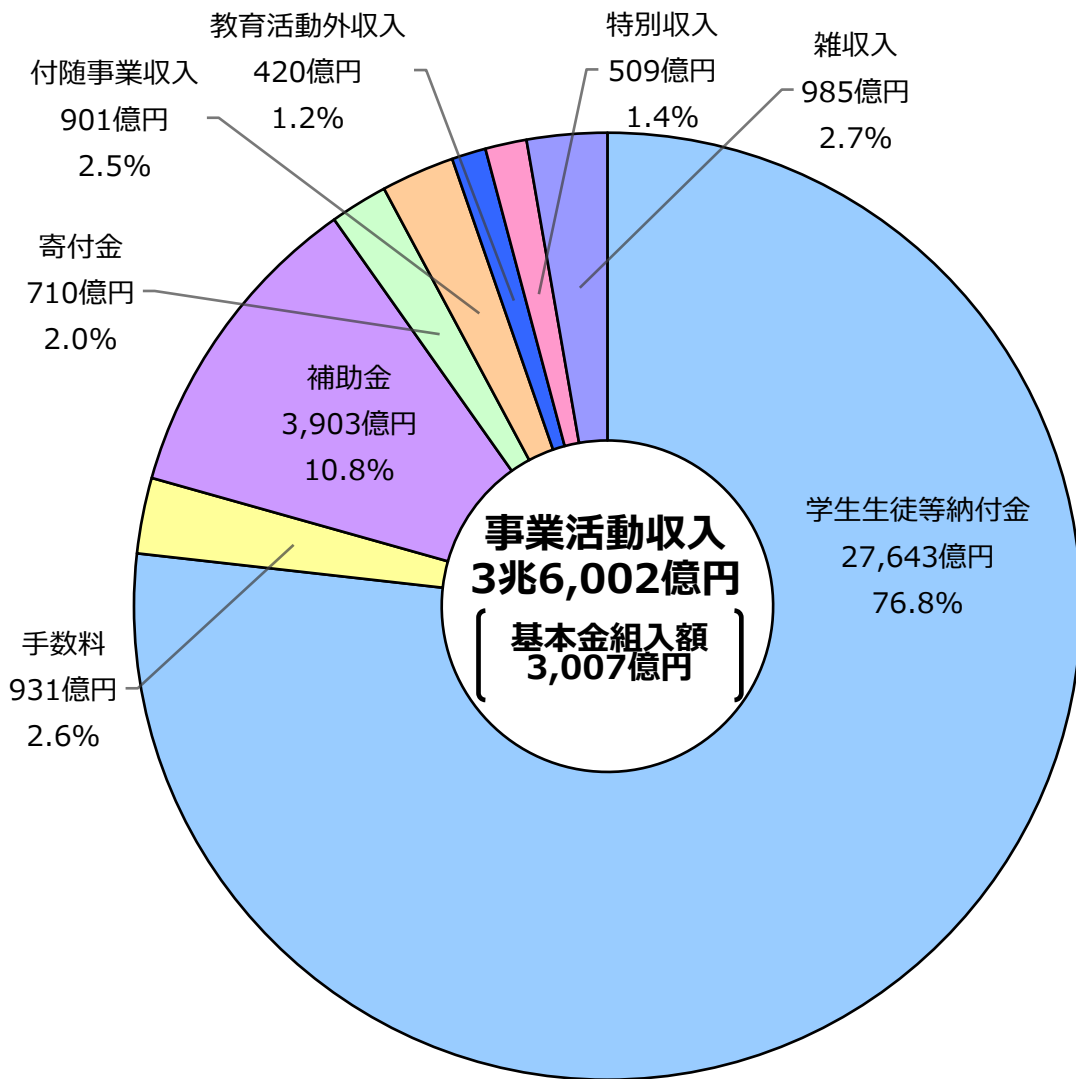
中小私短大の収支状況は約7割が赤字傾向

事業活動収支差額比率がマイナス ← → 事業活動収支差額比率がプラス



※ は事業活動収支差額比率がマイナスの割合で () は前年度の割合

私立大学の収支状況（令和2年度）



●事業活動収入とは
事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

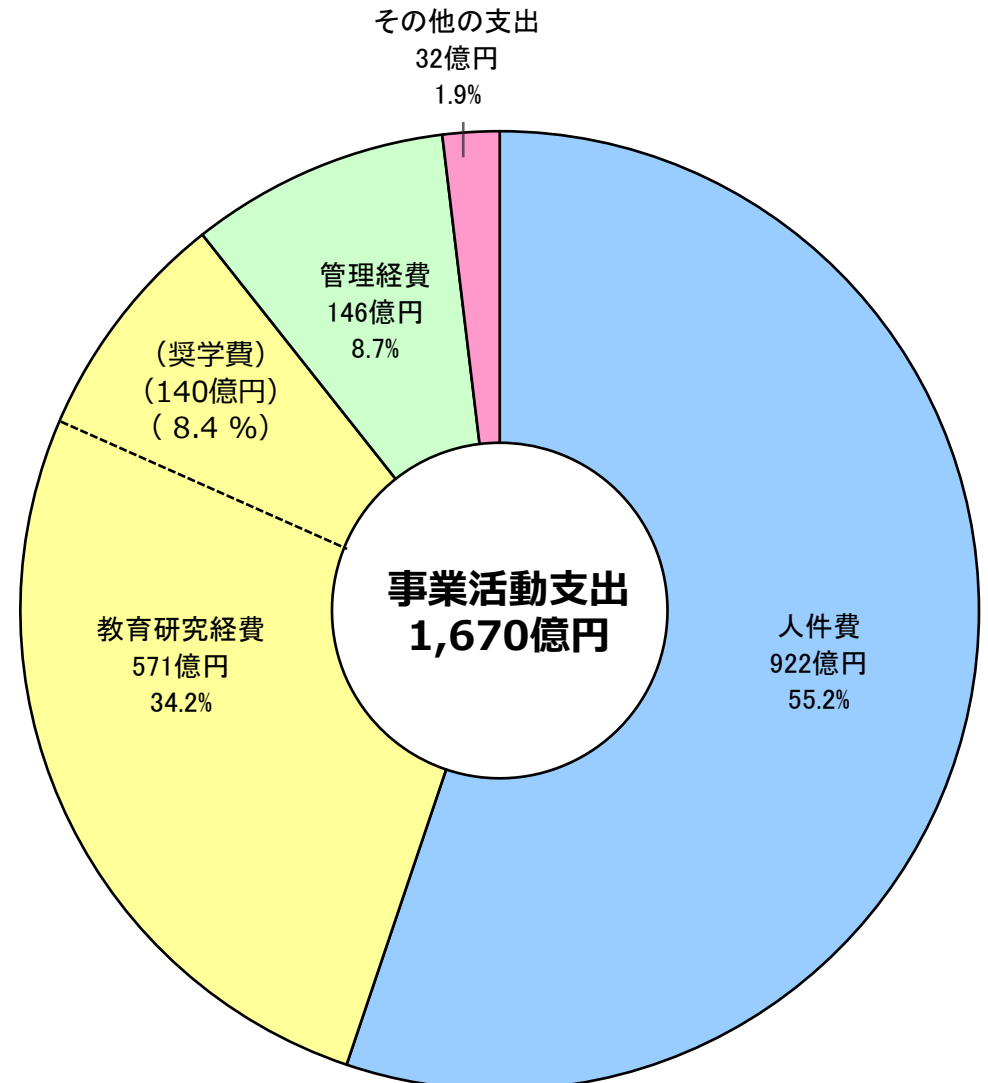
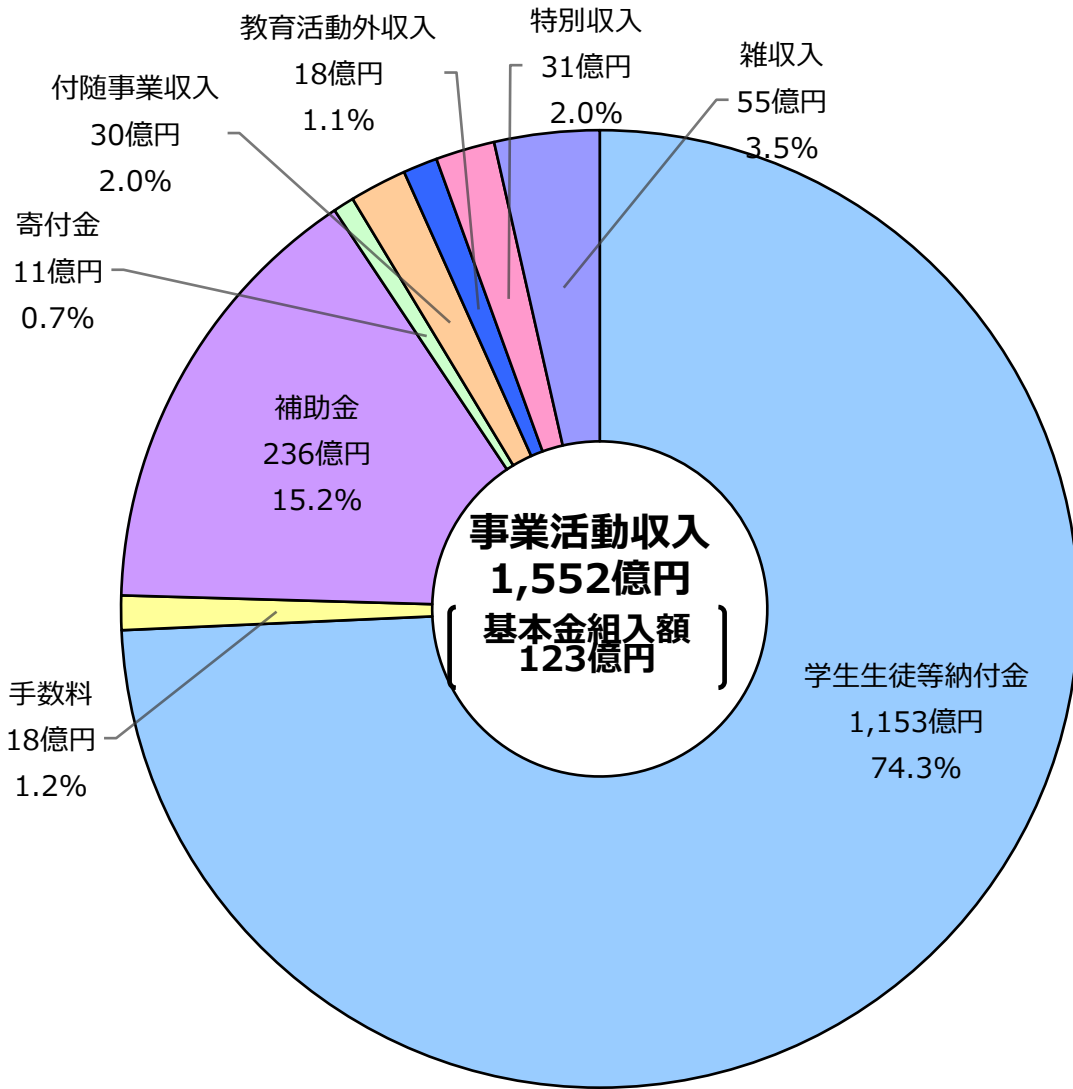
●基本金とは
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入
※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは
事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和3年度版）」
※ 事業活動収支計算書（608校）の集計
※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある。

私立短期大学等の収支状況（令和2年度）



●事業活動収入とは

事業活動収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは

国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取や高度化、設備の維持・向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として事業活動収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

※教育活動外収入…受取利息・配当金、収益事業等の収入

※特別収入…資産売却差額等の収入

●事業活動支出とは

事業活動支出とは、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）。

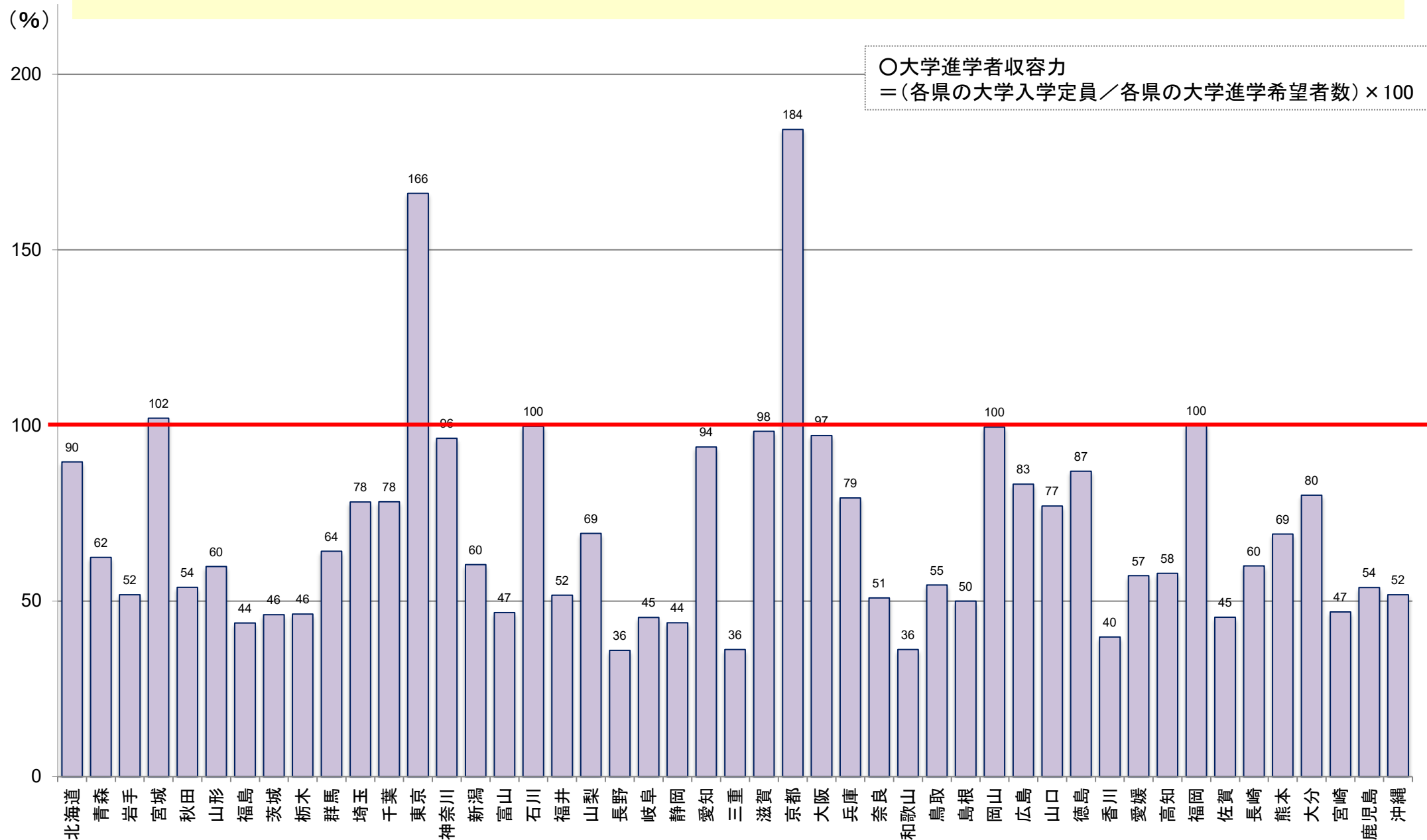
※ 出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（令和3年度版）」

※ 事業活動収支計算書（298校）の集計

※ 単位未満四捨五入の関係で、パーセント及び合計が一致しない場合がある。

都道府県別大学進学者収容力（対大学進学希望者）

各県の大学進学希望者に対する収容力は、東京都と京都府で150%を上回っているほか、9県でも90%を超えている。他方で、50%に満たない県も9県ある。

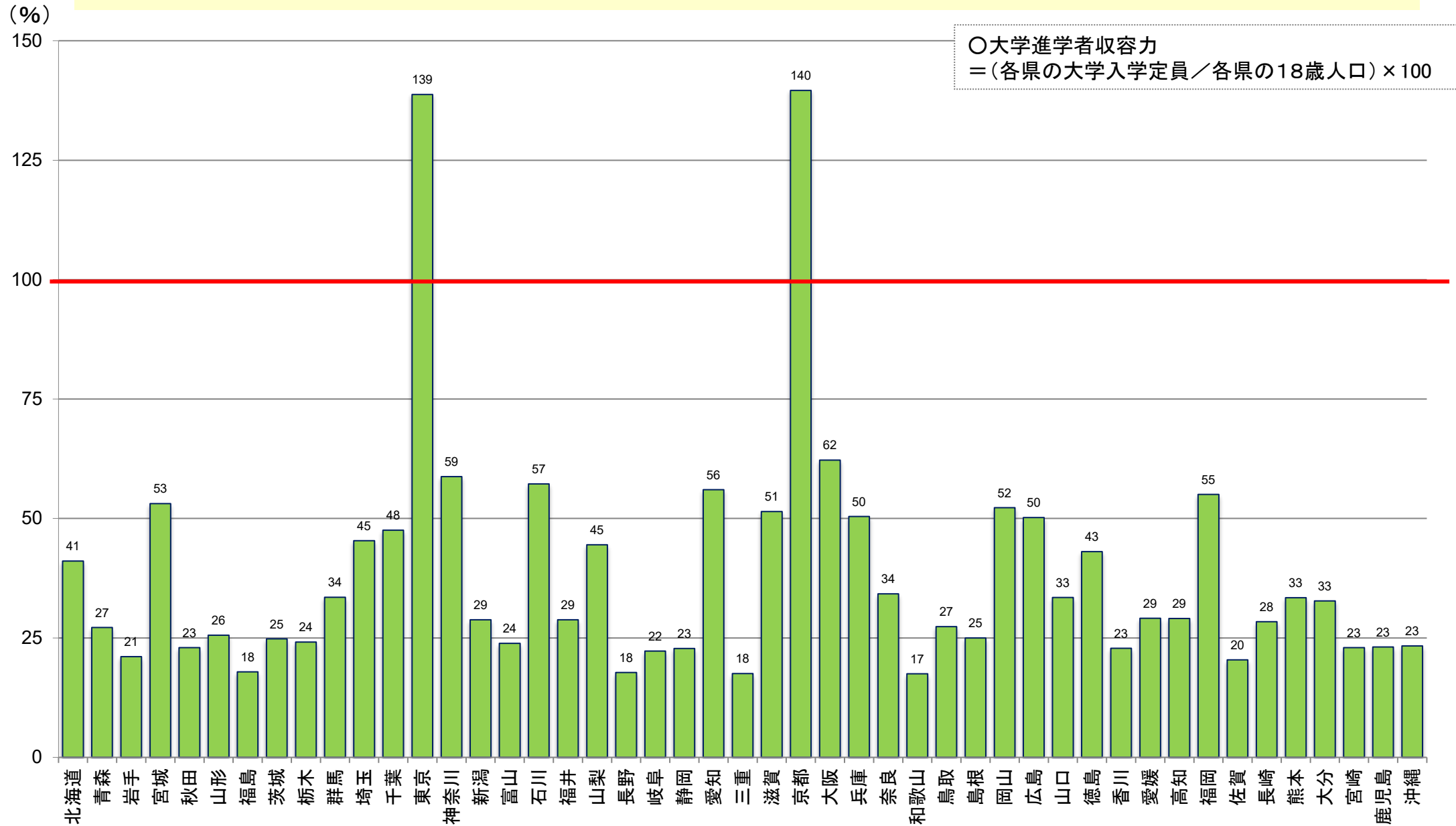


(出典) ○大学入学定員数：文部科学省調べ（平成30年度）（※各県（学部所在地による）に所在する大学の入学定員）

○大学進学希望者数：文部科学省「学校基本統計（平成30年度）」

都道府県別大学進学者収容力（対18歳人口）

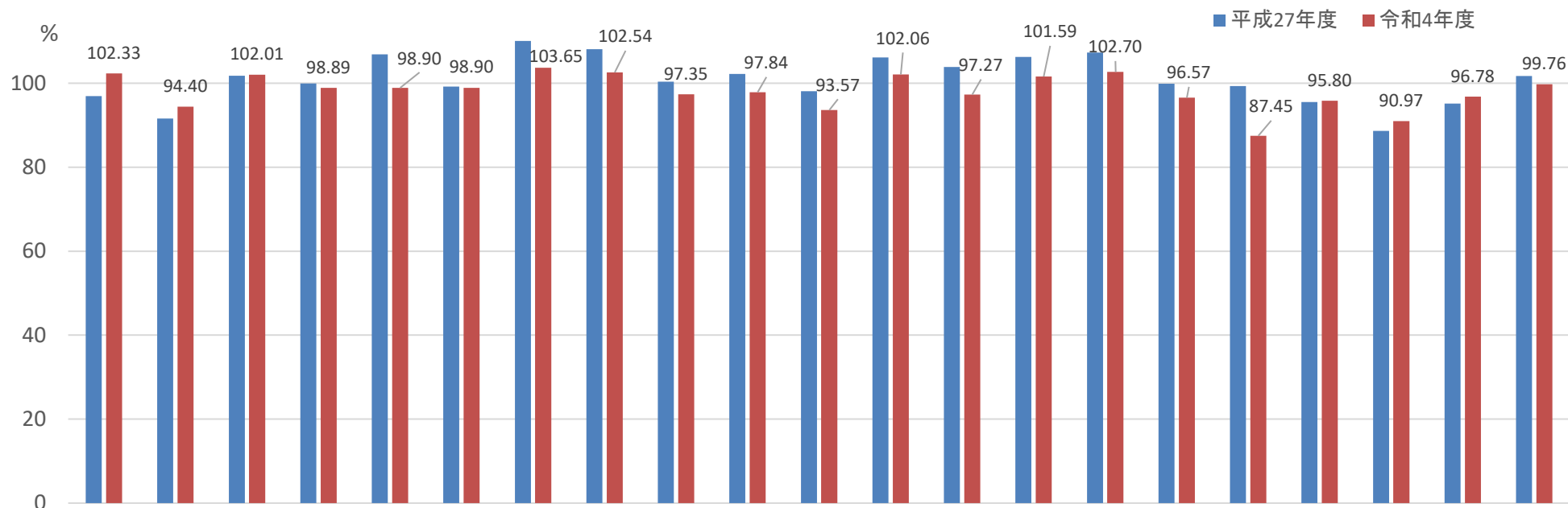
各県の18歳人口に対する収容力は東京都と京都府を除く全ての県で100%を下回っており、その多くの県では50%未満となっている。



(出典) ○大学入学定員数: 文部科学省調べ(平成30年度) (※各県(学部の所在地による)に所在する大学の入学定員)

○18歳人口: 文部科学省「学校基本統計(平成27年度)」(※大学入学定員数調査年度の3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数)

私立大学における地域別の入学定員充足率



		北海道	東北	宮城	関東	埼玉	千葉	東京	神奈川	甲信越	北陸	東海	愛知	近畿	京都	大阪	兵庫	中国	広島	四国	九州	福岡
		平成27年	11,375	5,669	8,214	10,636	23,835	20,514	155,093	36,488	5,414	4,836	9,710	36,063	9,725	29,258	45,254	22,267	8,013	9,117	3,598	12,194
	入学定員	11,735	6,192	8,073	10,644	22,305	20,681	140,944	33,758	5,395	4,731	9,898	33,994	9,365	27,534	42,191	22,303	8,071	9,544	4,060	12,815	19,464
令和4年	12,137	5,930	8,558	11,035	22,411	21,577	161,225	34,789	5,723	5,429	9,699	37,252	10,501	30,905	49,369	22,504	7,330	9,157	4,289	12,054	20,325	
	入学定員	11,861	6,282	8,389	11,159	22,660	21,818	155,555	33,928	5,879	5,549	10,366	36,499	10,796	30,421	48,070	23,303	8,382	9,558	4,715	12,455	20,374

地域区分

北海道(北海道)

東北(青森・岩手・秋田・山形・福島)

宮城(宮城)

関東(茨城・栃木・群馬)

埼玉(埼玉)

千葉(千葉)

東京(東京)

神奈川(神奈川)

甲信越(新潟・山梨・長野)

北陸(富山・石川・福井)

東海(岐阜・静岡・三重)

愛知(愛知)

近畿(滋賀・奈良・和歌山)

京都(京都)

大阪(大阪)

兵庫(兵庫)

中国(鳥取・島根・岡山・山口)

広島(広島)

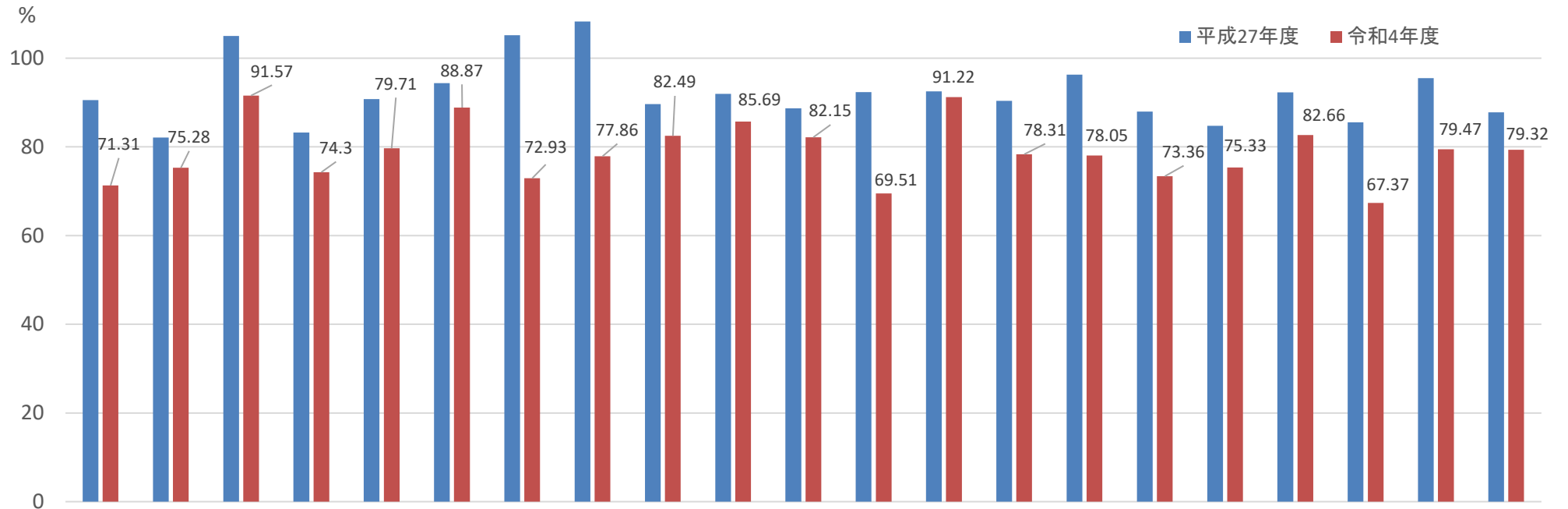
四国(徳島・香川・愛媛・高知)

九州(佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)

福岡(福岡)

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成

私立短期大学における地域別の入学定員充足率



		北海道	東北	宮城	関東	埼玉	千葉	東京	神奈川	甲信越	北陸	東海	愛知	近畿	京都	大阪	兵庫	中国	広島	四国	九州	福岡
		平成27年	入学者	2,558	2,434	1,071	2,256	2,042	1,840	7,093	3,085	2,263	1,802	2,963	3,999	1,332	2,038	5,479	3,280	1,928	1,089	1,753
	入学定員	2,825	2,965	1,020	2,710	2,250	1,950	6,744	2,850	2,525	1,960	3,340	4,330	1,440	2,255	5,690	3,730	2,275	1,180	2,050	3,795	4,580
令和4年	入学者	1,658	1,641	1,140	1,735	1,630	1,413	3,818	2,001	1,852	1,311	2,144	2,264	1,122	1,347	3,477	2,054	1,484	653	1,179	2,718	2,820
	入学定員	2,325	2,180	1,245	2,335	2,045	1,590	5,235	2,570	2,245	1,530	2,610	3,257	1,230	1,720	4,455	2,800	1,970	790	1,750	3,420	3,555

地域区分

北海道(北海道)

東北(青森・岩手・秋田・山形・福島)

宮城(宮城)

関東(茨城・栃木・群馬)

埼玉(埼玉)

千葉(千葉)

東京(東京)

神奈川(神奈川)

甲信越(新潟・山梨・長野)

北陸(富山・石川・福井)

東海(岐阜・静岡・三重)

愛知(愛知)

近畿(滋賀・奈良・和歌山)

京都(京都)

大阪(大阪)

兵庫(兵庫)

中国(鳥取・島根・岡山・山口)

広島(広島)

四国(徳島・香川・愛媛・高知)

九州(佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)

福岡(福岡)

(出典)日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成

2. 大学経営破綻時に生じる問題

～学校法人堀越学園／創造学園大学のケースに即して～

学校法人堀越学園（群馬県）に対する解散命令の経緯に至った経緯①

学校法人堀越学園では、平成16年の創造学園大学の開設、平成18年の高崎医療技術福祉専門学校の開設以来、定員未充足などにより法人の経営状況が悪化。平成19年12月以降、文部科学省として経営や管理運営の改善の指導を継続。

この間、過去の財務計算書類や創造学園大学の設置認可申請時の書類における虚偽記載、**経営悪化に伴う賃金の未払**、税金や公共料金等の滞納、学校債の償還未履行や**教職員の雇用をめぐる訴訟**など、様々な問題が発生。

→ 文部科学省としては法人の管理運営を改善するよう指導を重ねるとともに、私立大学等経常費補助金の不交付措置（平成21年3月）や大学等の設置認可に関する寄附行為変更不認可期間の設定（平成22年10月）といった措置を講じたところ。

→ 状況の改善は見られず、特に平成24年5月以降、法人の理事の地位をめぐる関係者の対立により、法人としての統一した意思決定が困難になるとともに経営状況も急速に悪化。具体的には、**賃金未払となる教職員の拡大**や、料金滞納による電力供給の一部停止、さらには、学校法人の本来業務である**大学の授業の一時休講**、幼稚園の送迎バスや給食の一時停止といった事態が発生。

文部科学省としては、この間、事態の推移を深刻に受けとめ、学校法人堀越学園に対し現状や今後の経営方針について示すよう求めてきたが、法人からは外部からの資金援助を得て法人を再建したいとの意向は示されるものの、具体的な管理運営の改善策、今後の資金計画や債務の返済計画などは提出されず。また、現在の財務状況や当座の資金繰りについても、資料の提出も具体的な説明もない状況にあった。

本来、学校法人は高い公共性を有する学校の運営を継続的、安定的に行う責務を負う。また、その運営に当たっては、それぞれの学校法人が建学の精神に基づき多様な教育を展開できるよう自主性、自律性が尊重されている。

しかしながら、学校法人堀越学園においては、理事会としてのチェック機能も有効に働かず、理事の対立により法人としての意思決定すら困難な状況であり、さらには、**学校法人として最も重要な在学生の修学機会を適切に確保することについても、責任ある真摯な対応が見られなかった。**

→ 文部科学省としては、こうした状況においても法人の運営をこれ以上学校法人堀越学園の自主性に委ねた場合、**①在学生の修学機会が突然失われる事態になりかねず、②学校の運営の継続性に疑問がある中で新たな学生等の受入れが行われ、将来不利益を被る可能性のある学生等が増え**てしまう、といった事態となることを強く危惧。

このため、文部科学省としては、必要な財産が保有されていないなどの私立学校法の違反が解消される見込みがなく、また、学生等に予期せぬ不利益が生じかねない状況にあり、時間的猶予もないことから、学校法人堀越学園に対する解散命令の手続を開始するに至ったもの。

1. 私立学校法第25条違反

第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

○ 法人提出の書類に記載されている財産の状況

・ 法人所有の土地・建物の評価額 約10億円（平成24年4月現在）

・ 法人の負債額 約45億円（平成23年度末）

○ 不動産登記簿によると法人所有の土地・建物の大部分に抵当権が設定され、一部については差し押さえが行われている。

2. 私立学校法第28条違反

第28条 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

○ 法人の資産総額変更登記が平成22年度決算以降なされていない。

3. 私立学校法第35条、第40条違反

第35条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

第40条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

○ 平成25年3月1日付けで、監事が2名記載された役員の名簿は提出されたが、私立学校法施行規則第13条に基づく届出では、平成23年11月以降監事1名が欠員のままで、欠員が補充された事実が確認できない。

4. 私立学校法第47条違反

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

○ 平成25年3月1日付けで、平成23年度財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書が提出されたが、監事の監査報告書がないこととともに、法人からは計算の根拠となる資料もない上、平成22年度決算からの推測に基づき作成したと説明があつたことから、適正な計算書類等を作成し、事務所に備え付けることができている状況とは言い難い。

5. 労働基準法第24条違反

第24条

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

○ 法人提出の書類に記載されている賃金の支払いの概況は、大学教員を中心に、平成23年9月～平成25年2月の18ヶ月間未払い（一部の教職員には、このうち数ヶ月分は支払われている）が続いている。

学校法人堀越学園の解散命令に関する大学設置・学校法人審議会分科会長コメント（抜粋）

このたび、大学設置・学校法人審議会は、平成24年10月12日に文部科学大臣から諮問された学校法人堀越学園に対する解散命令について、妥当とし、その際、在学する学生、生徒及び幼児の修学機会の確保の観点から可能な限りの措置を講ずることとするとともに、それに必要な期間を考慮し、平成24年度末までに解散を命ずることが適当であるとの答申を行った。

学校法人は、高い公共性を有する学校の運営を継続的かつ安定的に行う責務を負っていることは言うまでもない。また、現行の学校法人制度においては、それぞれの学校法人が建学の精神に基づき多様な教育を提供できるよう自主性、自律性が尊重されている。

しかしながら、学校法人堀越学園においては、経営上も管理運営上も数多くの問題を抱え、危機的な状況にまで陥っている中で、文部科学省から再三にわたり改善を求める指導を受けてきたにもかかわらず、改善に向けた責任ある真摯な対応が見られないなど異常な状況が続いている。このことは、いかに自主性、自律性が尊重されているとはいえ、高い公共性が求められている学校法人としてあるまじき姿であり、解散を命ずることによってしか問題の解決が図れないという事態に立ち至ったことは、極めて遺憾である。当然のことながら、このような事態を招いた学校法人堀越学園の責任は厳しく問わざるを得ない。

同時に、在学生の修学機会の確保のため、学校法人堀越学園には、転学等に必要な措置をはじめ責任ある対応に総力を挙げて取り組むよう強く求めたい。

また、転学等の支援については、この際、他の学校におかれては、可能な限り学生等の受入れについて御配慮いただき、関係諸団体におかれても御協力いただくよう期待したい。国においても、前例にとらわれず、できる限りの支援をしていただくよう積極的な対応をお願いしたい。

本事案は、基本的には特定の学校法人が自らの責任で招いた異例のものではあるが、私立学校を取り巻く社会情勢の著しい変化の中にあっては、高い公共性を有する私立学校を自主的、自律的に運営するという学校法人制度の根幹を揺るがしかねない要素をはらんでいる。このような観点から、改めて我が国の私立学校制度について、多様な教育研究を展開される各学校設置者の一層の自覚を期待したい。（略）

平成24年10月25日 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会長 日高 義博

文部科学省ホームページ「堀越学園（群馬県）の在學生と保護者の皆様へ」より

3. これまでの対応

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

私立学校の**自主性を尊重しつつ**、私学全体に対する不信感につながるような**異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備**。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員の解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(2) 報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

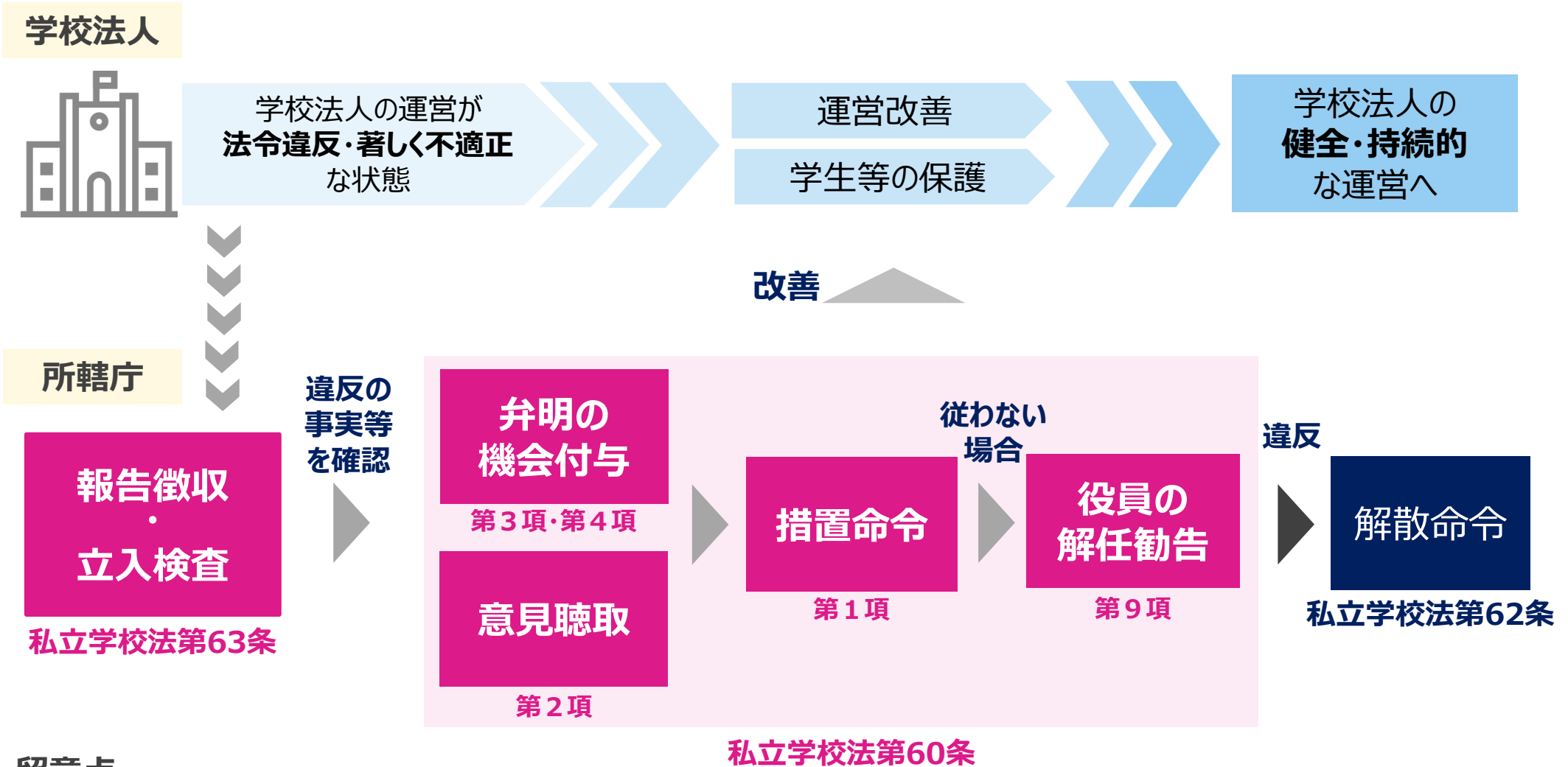
学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 施行期日

公布日（平成26年4月2日）

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律 イメージ

赤枠 の措置を新たに設け、異例の事態に適切に対応。



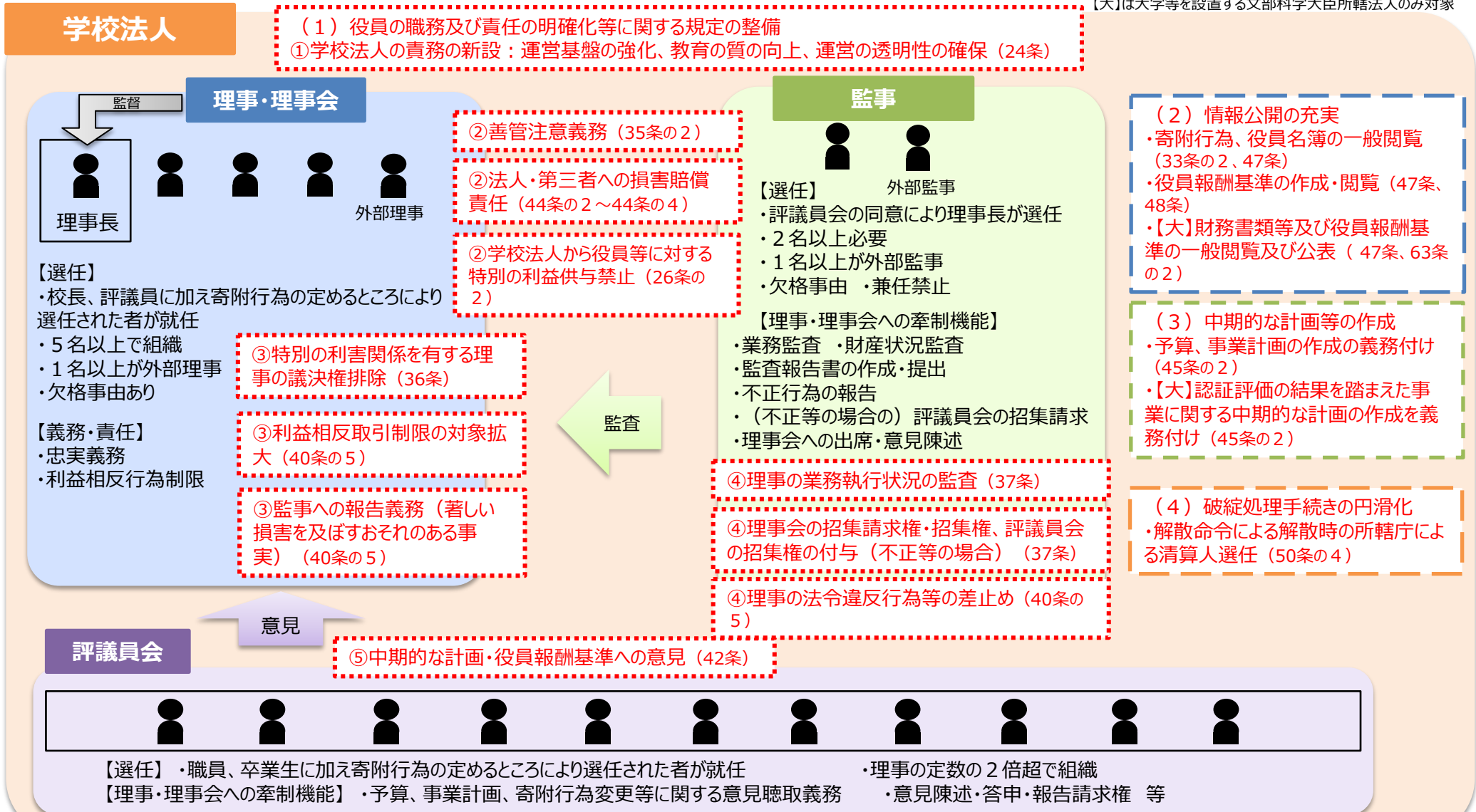
留意点

- 報告徴収・立入検査を行う際は、私立学校審議会等と連携し、私立学校審議会等の意見を聴くことが望ましい。
- 学校法人に法令違反等の事実が確認された場合は、理事の忠実義務違反が問われる可能性がある。

改正事項

- (1) 役員の職務及び責任の明確化等に関する規定の整備 **【第24条、第35条の2、第37条、第42条、第44条の2等関係】**
 ①学校法人の責務の新設 ②役員責任の明確化 ③理事・理事会機能の実質化 ④監事の理事に対する牽制機能の強化 ⑤評議員会機能の実質化
- (2) 情報公開の充実 **【第33条の2、第47条、第63条の2等関係】** (3) 中期的な計画の作成 **【第45条の2関係】**
- (4) 破綻処理手続きの円滑化 **【第50条の4関係】** 等

【大】は大学等を設置する文部科学大臣所轄法人のみ対象



経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

学校法人の義務
(私学法25条)
設置校の教育研究に必要な財産の保有

経営指導の充実の必要性
18歳人口減少
グローバル化
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」

・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
・**経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要**

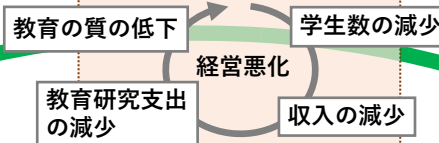
学校法人の責務の明示
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)
・自主的な運営基盤の強化
・設置校の教育の質の向上
・運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度(S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



学校法人に対する一体的な経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- **合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)**
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

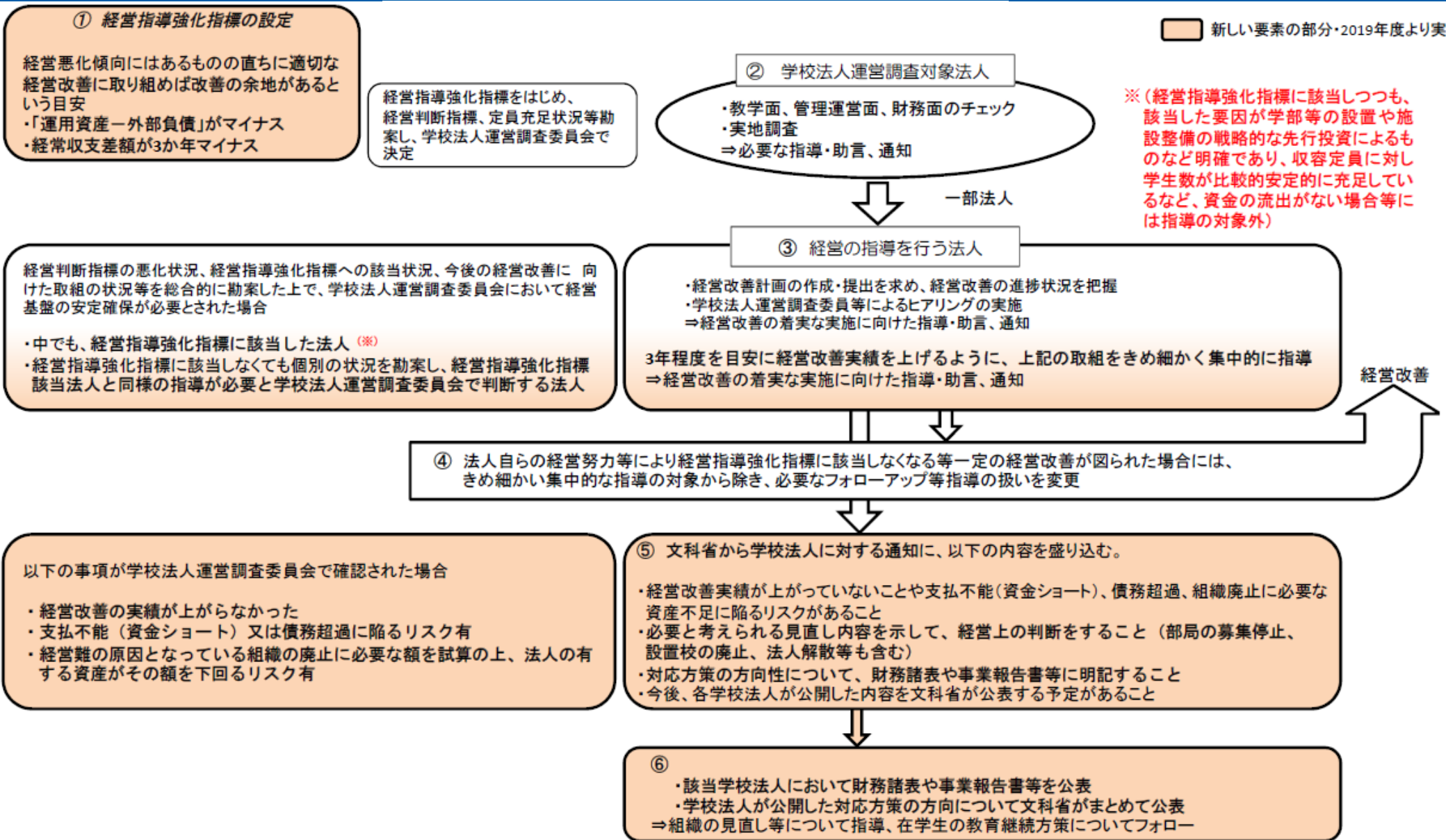
- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- **「経営改善のためのハンドブック」作成・提供(合併等・撤退に関する道筋・手法等も解説)**
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「**経営判断指標**」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

経営指導の充実・強化(R元年度～)

- **「経営指導強化指標※」を設定し、経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握**
※ 「「運用資産－外部負債」がマイナス」かつ「「経常収支差額」が3か年マイナス」
- **学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、集中的な経営指導を実施する学校法人を決定**
- 私学事業団の経営相談を必須として**経営改善計画(5か年)を策定**させ、3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、**集中的な指導・助言を実施**
⇒法人による**自主的な組織のスリム化(設置校・学部等の募集停止、入学定員縮小等)の実施**
- **経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人**に対しては、対応方策を示した上での**経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)**、及び、**その方策の方向性の事業報告書等への明記を求める指導通知を发出**
- 学校法人が事業報告書等へ記した対応方針を、**文部科学省が公表**する予定

学校法人に対する経営指導の充実

新しい要素の部分・2019年度より実施



※(経営指導強化指標に該当しつつも、該当した要因が学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものなど明確であり、収容定員に対し学生数が比較的安定的に充足しているなど、資金の流出がない場合等には指導の対象外)

以下の事項が学校法人運営調査委員会で確認された場合

- ・経営改善の実績が上がらなかった
- ・支払不能(資金ショート)又は債務超過に陥るリスク有
- ・経営難の原因となっている組織の廃止に必要な額を試算の上、法人の有する資産がその額を下回るリスク有

措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に至っている場合

報告及び立入検査

私学法63条

法令違反、所轄庁の処分違反、寄附行為違反、運営の著しい不適正が認められる場合

大学設置・学校法人審議会の意見を聴いた上で、募集停止を含めた措置命令

私学法60条

措置命令に従わない場合

役員解任勧告

私学法60条

措置命令に従わず、法令違反の状態が継続し、他の方法でも監督目的が達成できない場合

解散命令

私学法62条

4. 追加的な課題・論点

(1) 教職員の取扱い

- 教職員は大学設置者と雇用関係にあるから、労働者としての保護を受ける。
- 大学を閉鎖したが大学設置者が存続している場合と、大学設置者自体が経営破綻した場合で問題状況が異なる。
 - 大学設置者が存続している場合は、大学を閉鎖しただけで大学設置者・教職員間の雇用契約は消滅しないため、配置転換や退職勧奨、（要件を満たす場合には）整理解雇等による対応が考えられる。
 - 大学設置者が経営破綻した場合は、未払いの賃金や退職金の支払いを当該設置者や管財人に求めることになるが、経営破綻に陥った場合は未払い賃金が十分支払われないことが懸念される。
- 基幹教員制度の導入により、兼業やクロスアポイントメント制度のスキームの活用が考えられるため、それによって新たに生じる労働契約関係にも留意する必要がある。

【参考】 労務契約等の関係について

- ・ 基幹教員が複数の機関に雇用される場合、兼業とクロスアポイントメント制度（在籍型出向）のスキームの活用が想定されます。
- ・ 兼業のスキームを活用する場合、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和4年7月8日改訂版 厚生労働省）やモデル就業規則等が以下の厚生労働省ホームページで示されていますのでご参考ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>
 - その際、被雇用者側（基幹教員）は、自身による就業時間や健康管理、職務専念義務、秘密保持義務、競業避止義務へ意識する必要があることや雇用保険等の適用がない場合があることなどにご留意ください。また、労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険の取扱いについて上記ガイドラインをご参照ください。
 - 雇用者側（大学）は、必要な就業時間の把握・管理や健康管理への対応、職務専念義務、秘密保持義務、競業避止義務をどう確保するかという懸念への対応が必要となります。なお、労働基準法の労働時間規制、労働安全衛生法の安全衛生規制等を潜脱するような形態や、合理的な理由なく労働条件等を労働者の不利益に変更するような形態で行われる副業・兼業は、認められないことなどにご留意ください。
- ・ クロスアポイントメント制度を活用する場合、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点【追補版】」（令和2年6月26日 経済産業省・文部科学省）等が以下のホームページで示されていますのでご参考ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00750.html
https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/cross_appointment.html
 - クロスアポイントメント制度は、従来から実施されている在籍型出向の制度に関して、教員・研究者が二つ以上の機関に雇用されつつ、一定のエフォート管理の下で、医療保険・年金や退職金等の面において教員・研究者に不利益が生じないような環境を整備する観点から、教員・研究者が出向元及び出向先機関の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組みとして関係省庁間で整理されたものです。
 - 規定の整備や組織間・組織内調整など、具体的な実務については上記資料等をご参照ください。併せて、労務や利益相反等に関する留意点についてもご参照ください。

(2) 学生の学費負担

- 判例上、学生・大学設置者間の在学契約は消費者契約法上の消費者契約に該当するものとされ、学生は同法上の消費者としての保護を受ける立場にある。
そのため、転学時の学費負担にあたっては、在学契約上の特約が消費者の利益を不当に害する場合には、同法に基づき当該特約が無効になる場合があることに留意する必要がある。

最判H18.11.27民集60巻9号3597頁（学納金返還請求事件）

カ 在学契約等への消費者契約法の適用

消費者契約法は、同法2条1項に定める消費者と同条2項に定める事業者との間で締結される契約を消費者契約として、包括的に同法の適用対象としており（同条3項）、営利目的、非営利目的を問わず、公法人や公益法人を含むすべての法人が上記の事業者としての「法人」（同条2項）に該当するものと解されるから、在学契約の当事者である学生及び大学（学校法人等）は、それぞれ上記の消費者及び事業者に当たる。したがって、同法施行後に締結された在学契約等は、同条3項所定の消費者契約に該当することが明らかであり、このことは、在学契約が前記のように取引法の原理にはなじまない側面を有していることによって左右されるものではないというべきである。

（参照条文）消費者契約法（平成12年法律第61号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。
- 2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。
- 3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。
- 4 （略）

（参考）消費者契約法上無効とされる契約条項（出典）消費者庁「リーフレット「不当な契約は無効です!-早分かり!消費者契約法-」（平成31年2月）」

- 事業者は責任を負わないとする条項
- 消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項
- 成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項
- 平均的な損害の額を超えるキャンセル料条項
- 消費者の利益を一方的に害する条項

(3) 創造学園大学事案以降の状況変化

①オンライン教育の進展

- コロナ禍で対面授業の実施が困難となった際に特例措置で対応したこと等によりオンライン授業が普及。

「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年4月2日）（抄）

2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い

令和2年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、**本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、**今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。

②高等教育の修学支援新制度の導入

- 高等教育の修学支援新制度の対象としての確認を受けるための要件（機関要件）として、大学設置者の経営状況や大学の収容定員充足状況が問われるようになった。
- これらの要件の喪失による対象機関としての確認の取消が行われた場合に、学生保護の観点から取り組むべきことがあるか。
 - 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議「高等教育の修学支援新制度の見直しについて」（令和4年12月14日報告）において、機関要件のうち経営に係る要件の見直しが提案されていることにも留意する必要。

（参考）「高等教育の修学支援新制度の見直しについて」【概要】（抄）

<改正案>

下記の1. 又は2. のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件

下記①・②いずれにも該当すること

①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること

②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナスであること

2. 収容定員に関する要件

（大学・短期大学・高等専門学校の場合）

直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であること

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。